

## 環境センターで処理できないごみ

|   |  |
|---|--|
| <p>「資源ごみ」 燃えるものでリサイクルできるもの</p>  |  |
|    | <p>プラ製容器・紙製容器・古紙類・ペットボトル・布団、衣類など<br/>*汚れているものは「燃えるごみ」や「粗大ごみ」へ。</p> |
| <p>「資源ごみ」 燃えないもの</p>  |  |
|    | <p>缶類・鉄製品・アルミ製品などの金属類・びん類など</p>                                    |
| <p>「燃えないごみ」 陶器・ガラス類</p>   |  |
|   | <p>陶器類・ガラス類・カイロなど</p>  |
| <p>「燃えないごみ」 有害ごみ</p>  |  |
|  | <p>電球・体温計・電池類など<br/>「燃えないごみ」としてステーションへ</p>                         |
| <p>「処理困難物」(危険なもの・処理が困難なもの)</p>  |  |
|  | <p>農薬・塗料・燃料・タイヤなど<br/>粉じん状のもので中身が何かわからないもの</p>                     |
| <p>「処理困難物」 パソコン・テレビ等の家電リサイクル商品</p>  |  |
|  | <p>パソコンリサイクル法や家電リサイクル法によりメーカーリサイクルが義務付けられているもの</p>                 |
| <p>産業廃棄物に該当する「農業用資材」「建築廃材」</p>  |  |
|  | <p>農業で使用されたビニールシート、肥料袋や苗箱等<br/>事業者自らにおいて適正に処理して下さい。</p>            |

環境センターで処理できないと判断したもの